

### 第3 参考資料

#### 当初予算(一般会計) 年度別伸率の状況

(単位:%)

年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
			<129.4> (134.0)		<11.1> (13.9)
平14	102.5	91.3	159.8	42.5	18.8
			<92.1> (118.0)		<10.2> (16.3)
平15	100.3	95.0	120.5	40.2	22.6
	(100.1)	(104.4)	( <96.4> ) 90.6	(44.7)	( <10.4> ) 15.8
			<96.4> (90.6)		<9.7> (14.6)
平16	101.2	104.4	97.8	41.5	21.8
			<71.1>		<7.7>
平17	96.6	105.9	71.1	49.0	11.6
			<103.2>		<7.7>
平18	103.0	105.0	99.1	49.9	11.2
			<91.4>		<6.9>
平19	101.4	118.7	92.9	58.4	10.2
			<99.7>		<6.9>
平20	100.4	103.7	94.8	60.3	9.6
	《96.7》		<77.7>		<5.3>
平21	101.1	71.2	176.1	42.5	16.8
			<75.4>		<4.0>
平22	98.5	89.5	104.4	38.6	17.8
			<93.4>		<3.7>
平23	101.0	101.9	89.4	38.9	15.8
			<95.2>		<3.6>
平24	99.4	100.2	104.8	39.2	16.6
	[101.2]		<100.7>		<3.7>
平25	98.8	103.6	100.2	41.1	16.8

注1 平成17年度から、一般会計で計上していた借換債は公債管理特別会計で計上。  
平成16年度の上段( )は、借換債を除いた場合の計数。

2 「県債」の欄の( )は借換債除き、< >は借換債、NTT債、減税補填債、調整債、減収補填債(特例分)、臨時財政対策債及び退職手当債除きの計数。

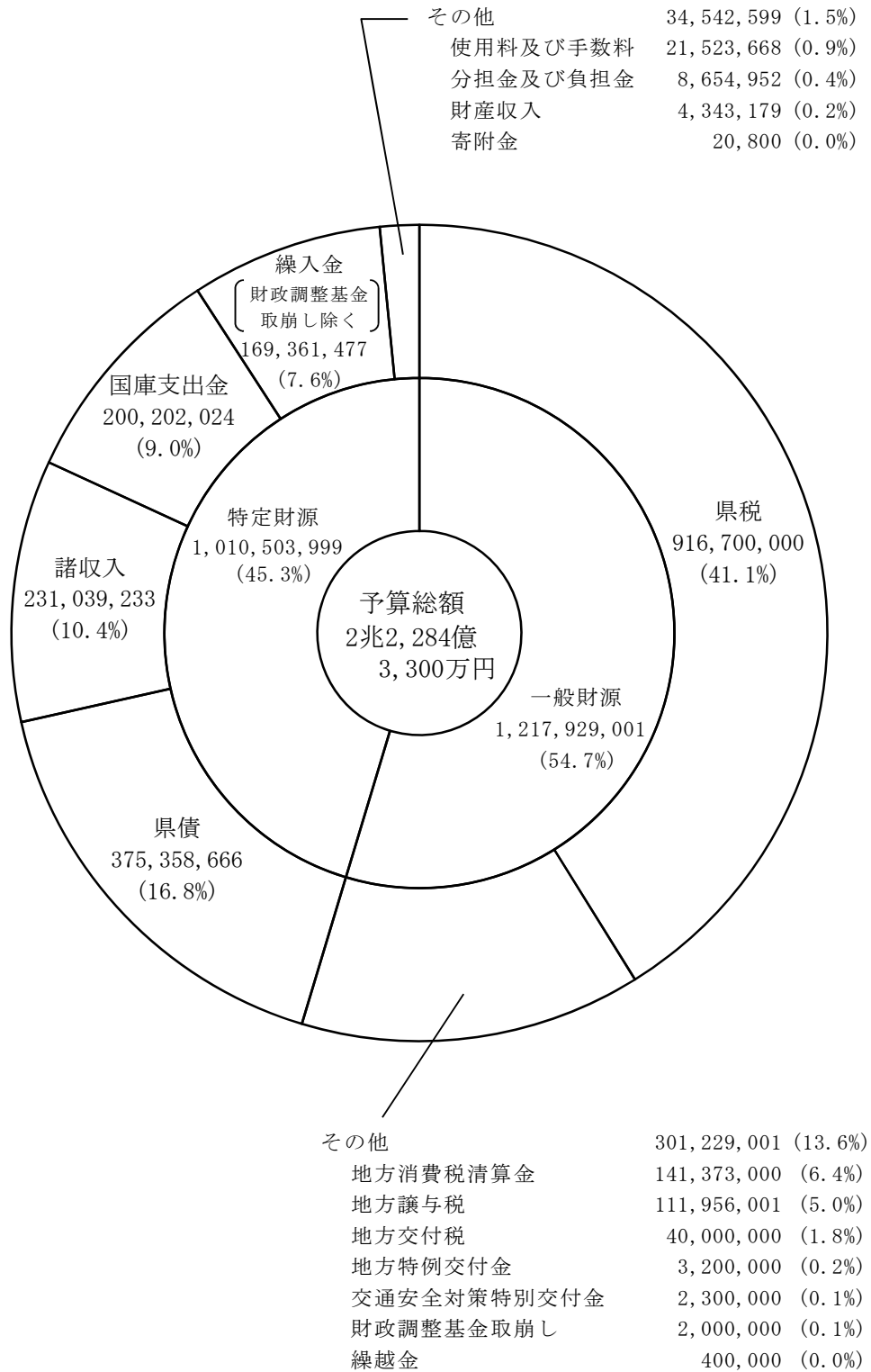
3 平成21年度の《 》は県税過誤納還付金及び還付加算金の増加分を除いた場合の計数。

4 平成23年度は6月補正後の計数。

5 平成25年度の[ ]は、国の補正等を踏まえ、25年度当初予算から前倒しを行った24年度2月補正額を加えた、いわゆる15か月予算とした場合の計数。

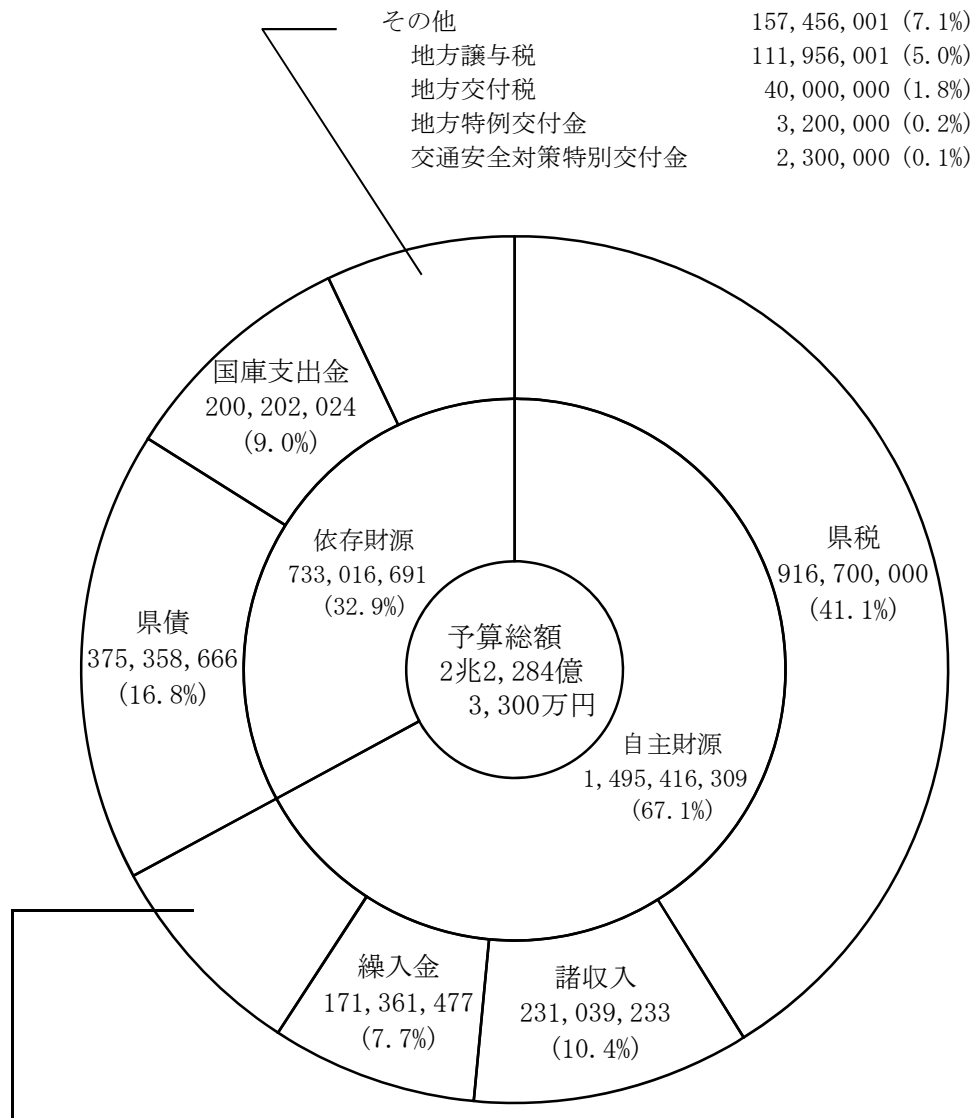
## 歳入予算の一般財源・特定財源内訳(一般会計)

(単位:千円)



## 歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

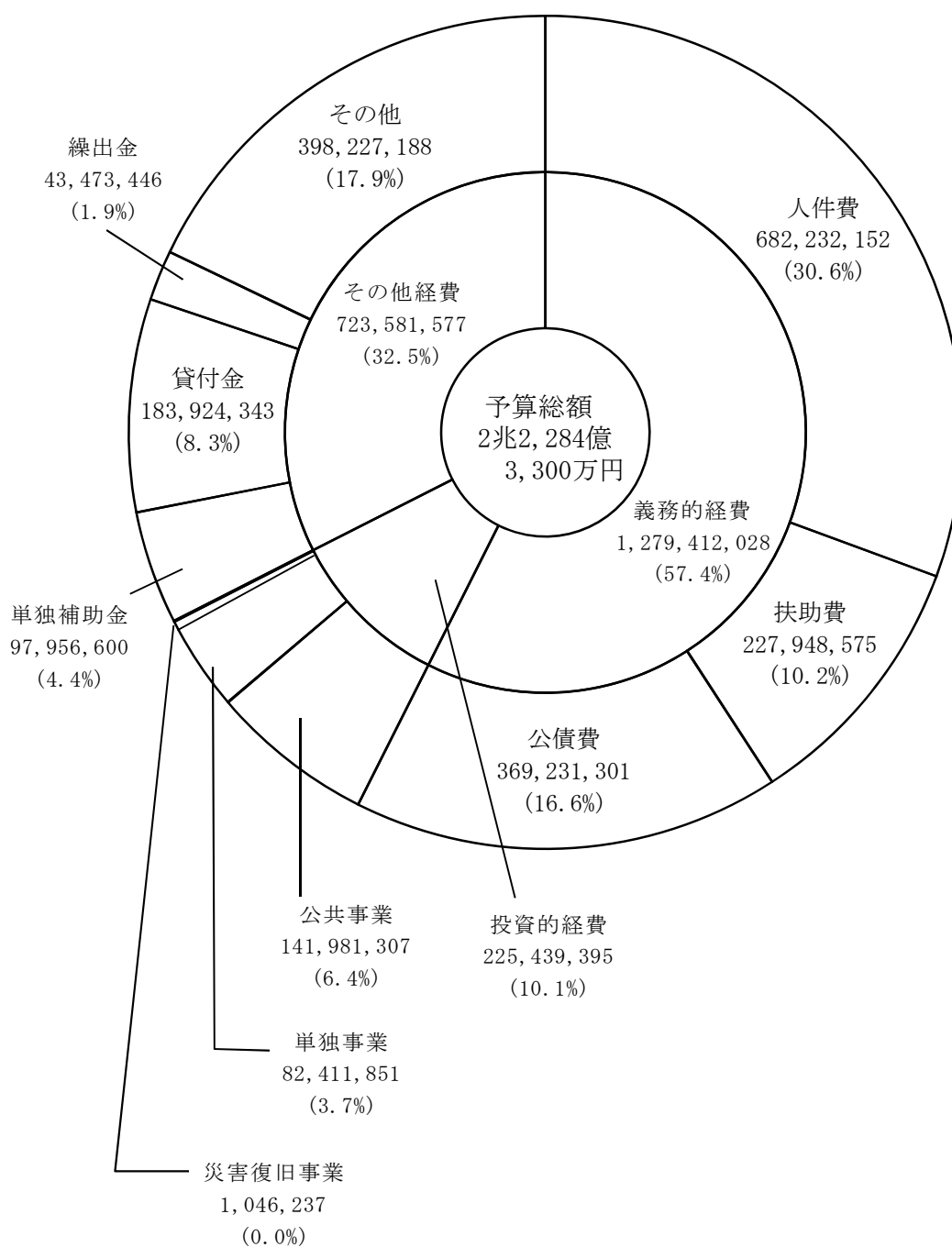
(単位:千円)



その他	金額 (千円)	割合 (%)
地方消費税清算金	141,373,000	6.4%
使用料及び手数料	21,523,668	0.9%
分担金及び負担金	8,654,952	0.4%
財産収入	4,343,179	0.2%
繰越金	400,000	0.0%
寄附金	20,800	0.0%

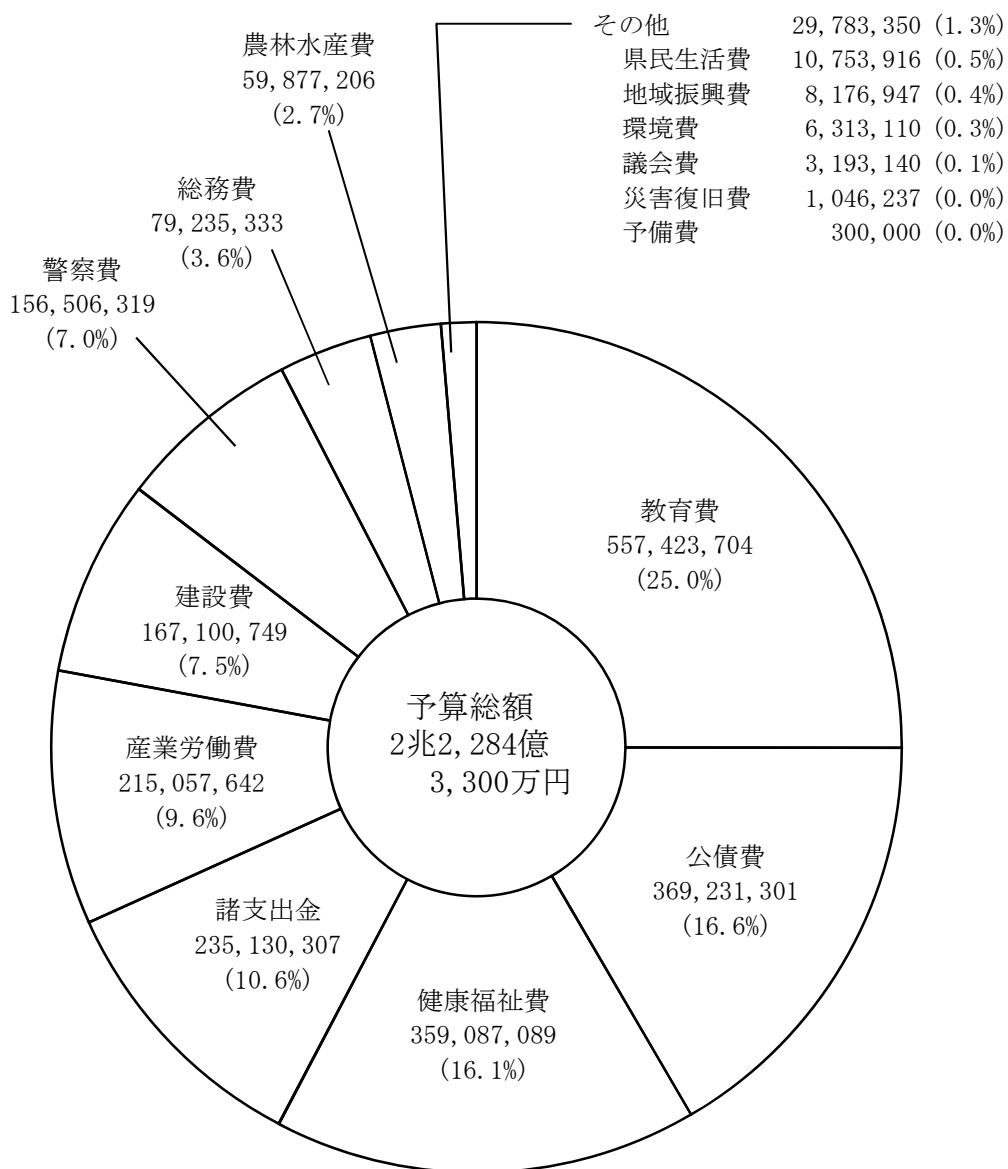
## 性質別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

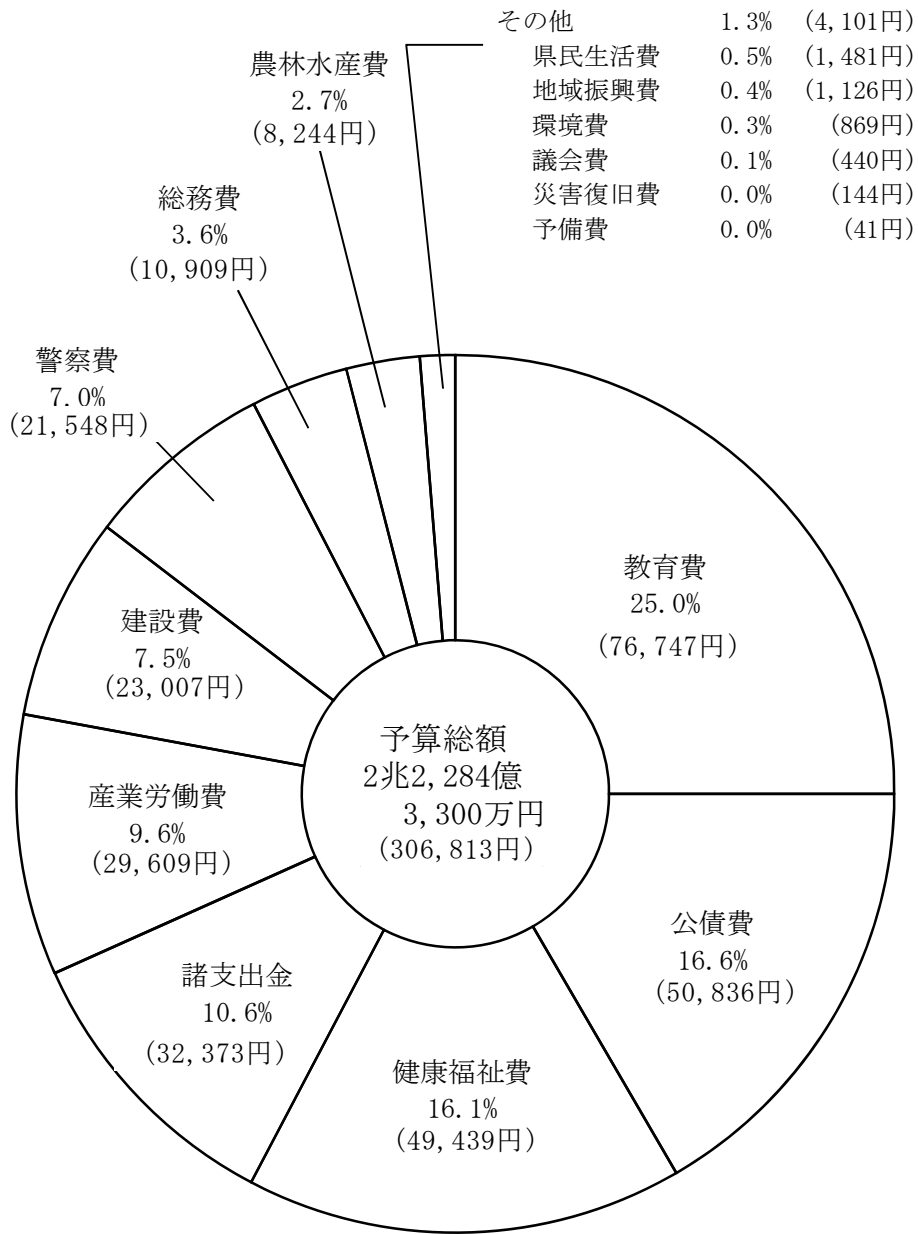


## 目的別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)



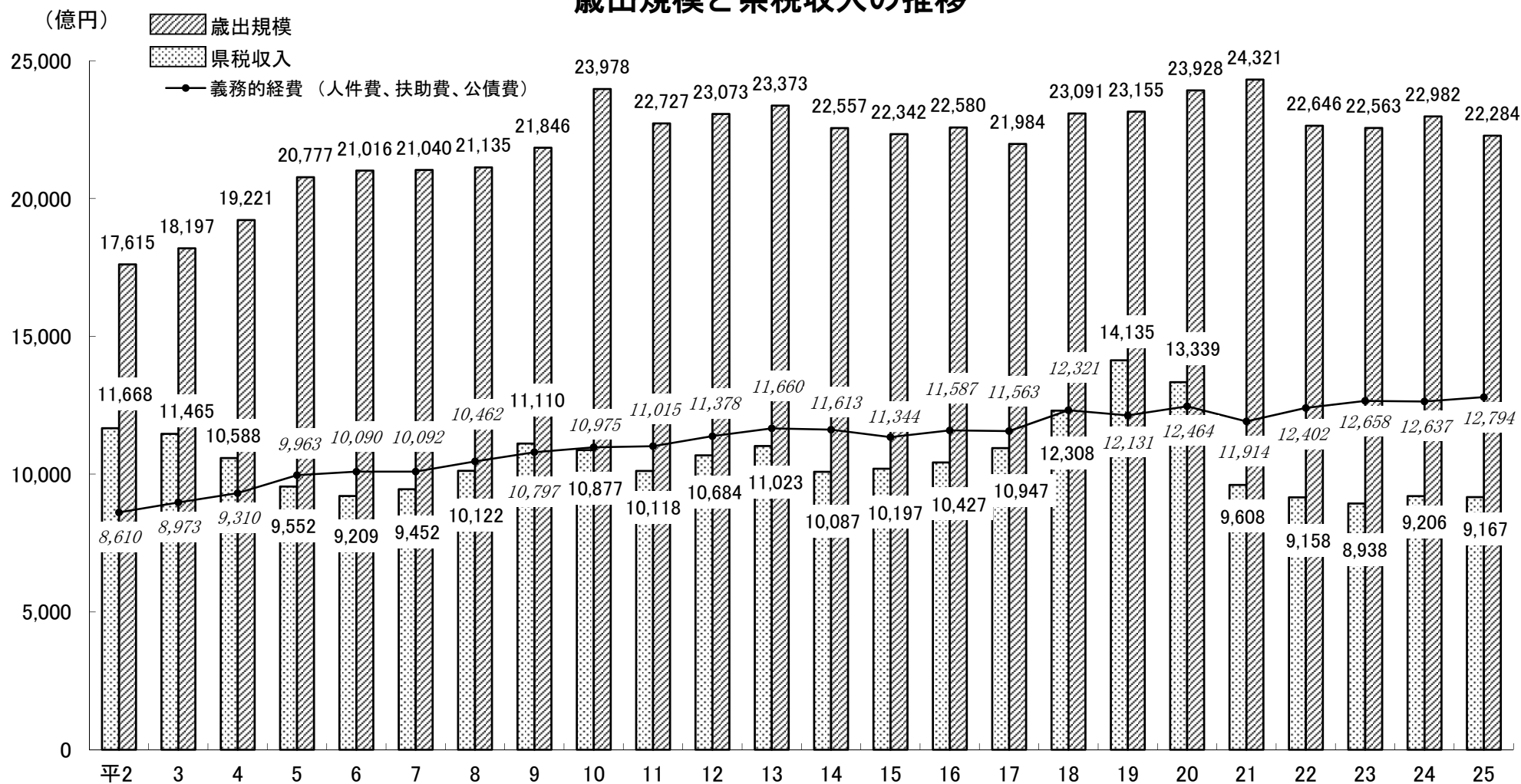
## 目的別歳出の状況(一般会計) 県民一人当たりの歳出額



平成24年3月31日住民基本台帳人口

7,263,173 人

## 歳出規模と県税収入の推移



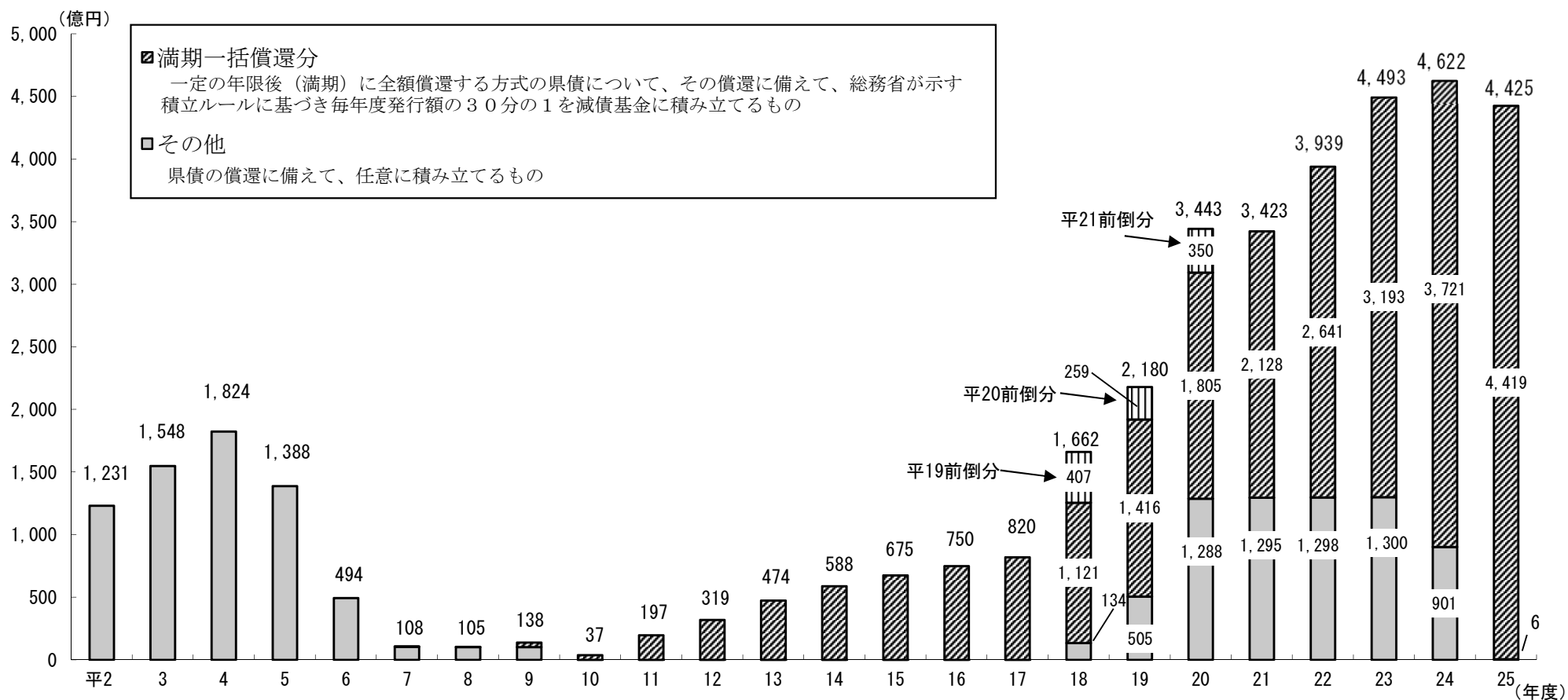
(注) 1 平成23年度までは決算額。平成24年度は最終予算見込額。平成25年度は当初予算見込額。  
 2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)

(年度)

- 平成21年度以降の県税収入は引き続きピーク時の平成19年度から約5,000億円下回る水準で推移している。
- 一方で、扶助費、公債費といった義務的経費の増加は続く。

# 基金残高の推移

## 1 減債基金



(注) 1 平成23年度までは決算額。平成24年度は最終予算見込ベース、平成25年度は当初予算見込ベース。

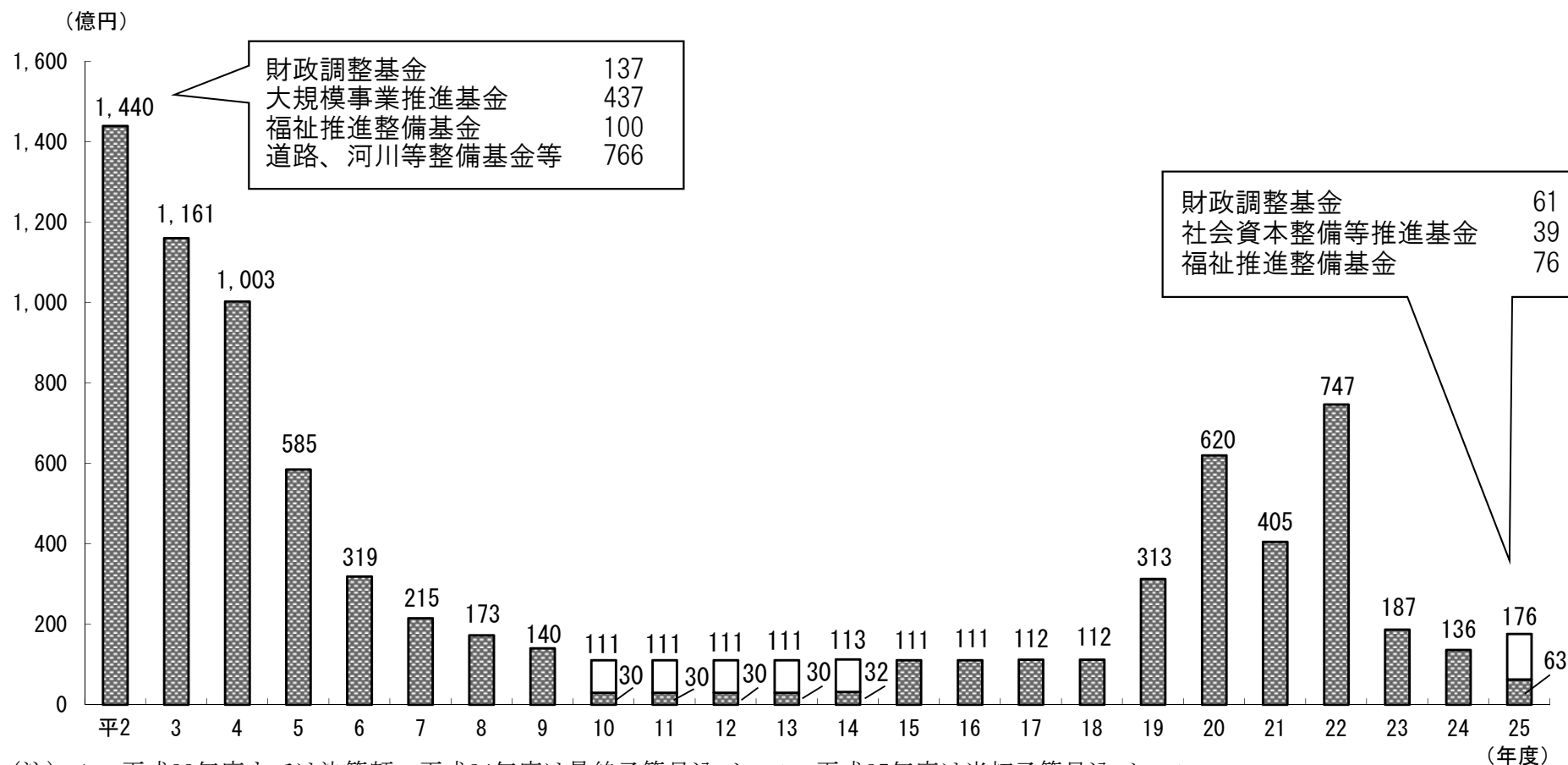
2 財源対策債等償還基金（6年度に減債基金に引継ぎ）を含んでいる。

3 □ 部分は、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

- 満期一括償還分については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を確実に積み立てている。
- 県が任意に積み立てる「その他」分は、平成24年度に予定していた取崩し1,167億円のうち、2月補正で767億円の取止めができたものの、400億円は取り崩さざるを得ない状況。
- さらに、平成25年度の収支不足への対応として899億円の取崩しを計上せざるを得ず、枯渇する。



## 2 その他の取崩し型基金



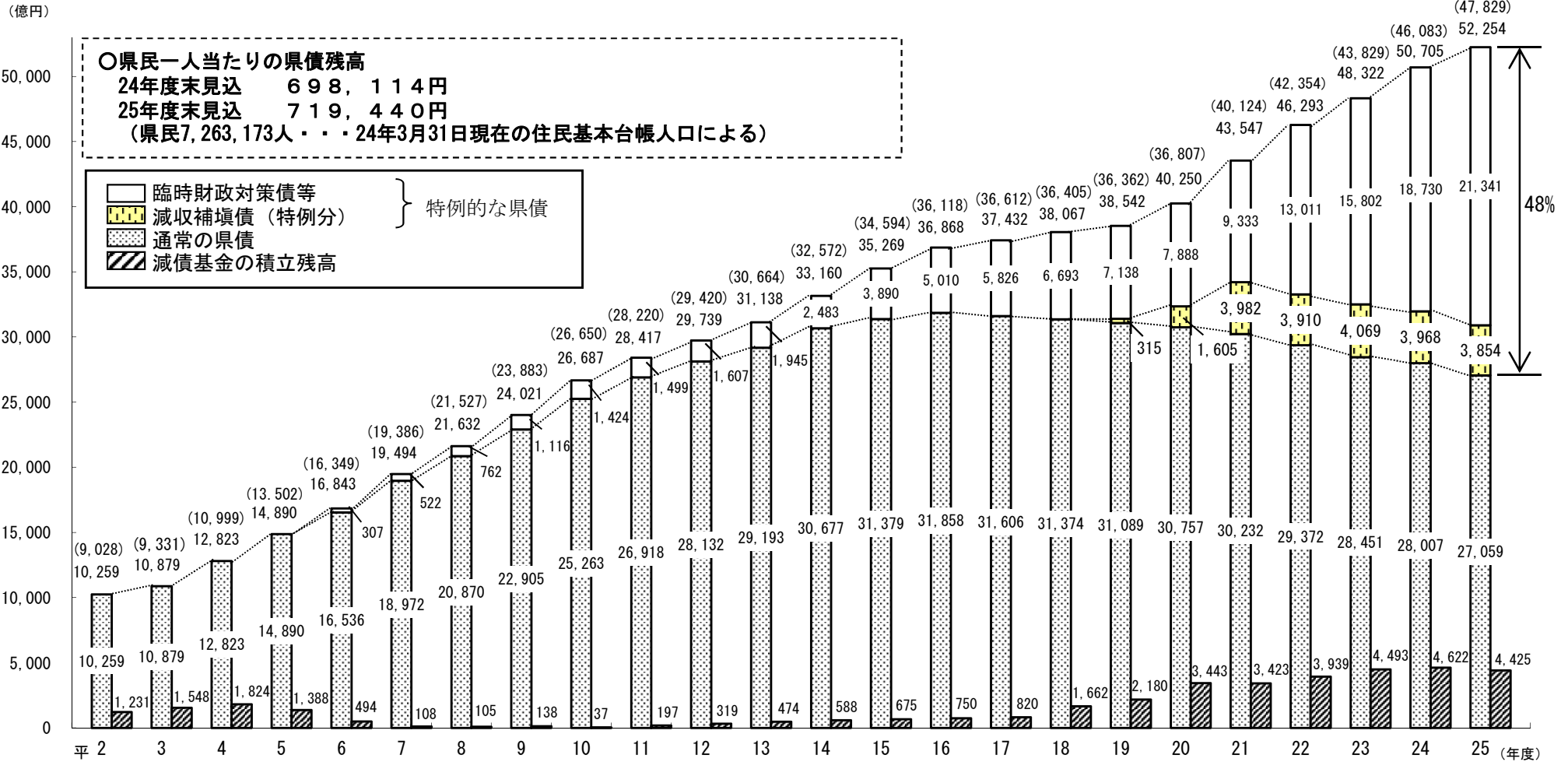
(注) 1 平成23年度までは決算額。平成24年度は最終予算見込ベース、平成25年度は当初予算見込ベース。

2 本表の「取崩し型基金」は、財源調整に用いる基金としており、平成12年度以降、財政調整基金、社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金の合計としている。

3 白抜きは、繰入運用を示す。(平成10~14年度 81億円、平成25年度 113億円)

- 平成22年度末に747億円あった残高は、平成23年度の収支不足を埋めるための取崩しで大幅に減少した。
- 平成25年度の収支不足への対応のため、平成24年度2月補正で取り止めた社会資本整備等推進基金及び福祉推進整備基金からの繰入運用を、臨時的・緊急避難的な措置として、再度行わざるを得ない状況。

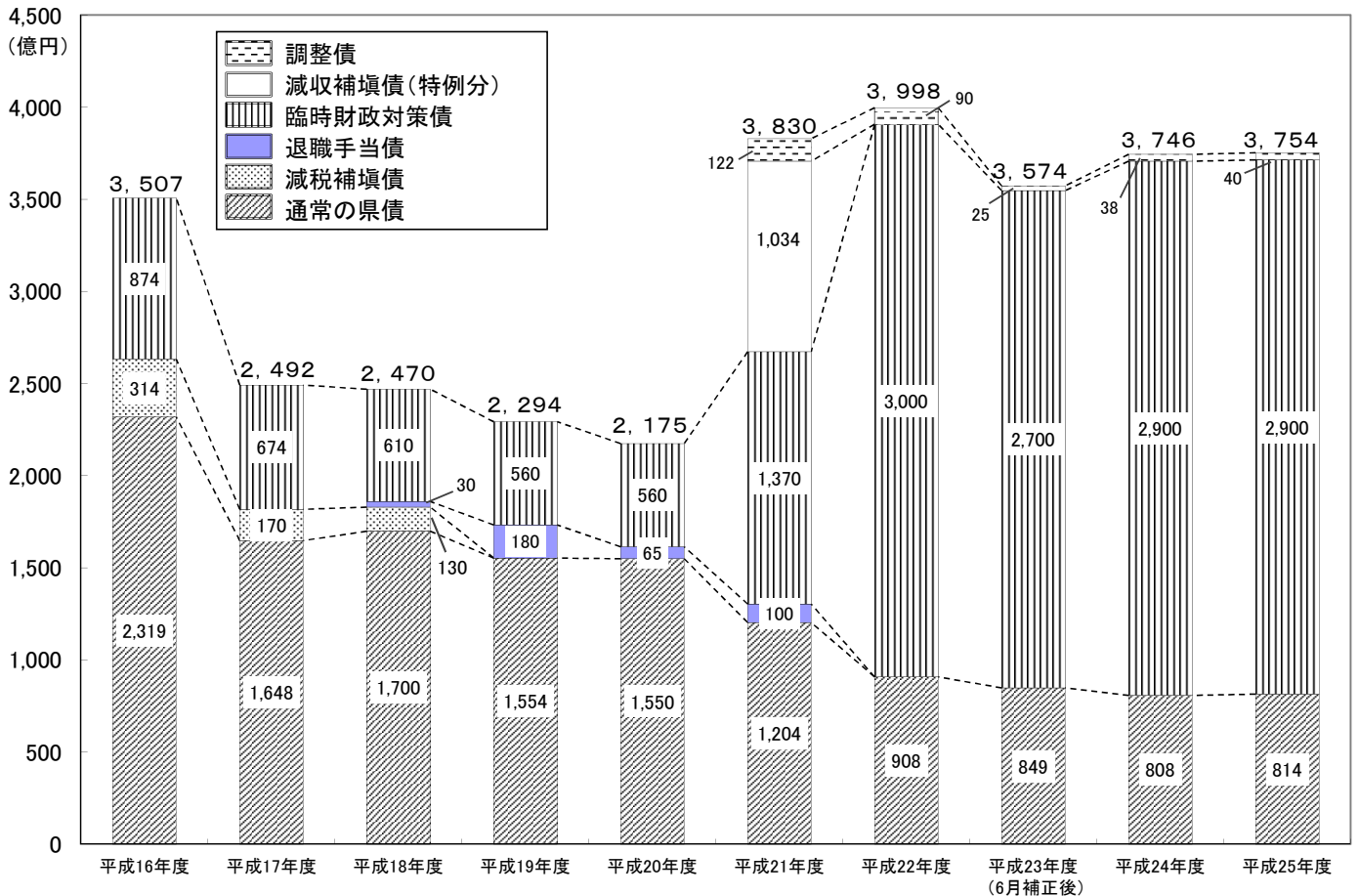
# 県債残高の推移



(注) 平成23年度までは決算額。平成24年度は最終予算見込ベース、平成25年度は当初予算見込ベース。  
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時収入補填債、退職手当債、調整債の計としている。  
 県債残高の( )は、減債基金の積立残高を控除した額。

- 通常の県債の残高は減少しているが、平成20年度以降の特例的な県債の増発により、県債残高の全体は増加を続けている。
- 平成25年度末では、特例的な県債の残高が全体の半分程度を占めるに至る見込み。

## 県債発行の状況(当初予算ベース)



(注)各年度は当初予算額。ただし、平成23年度は6月補正後予算額。

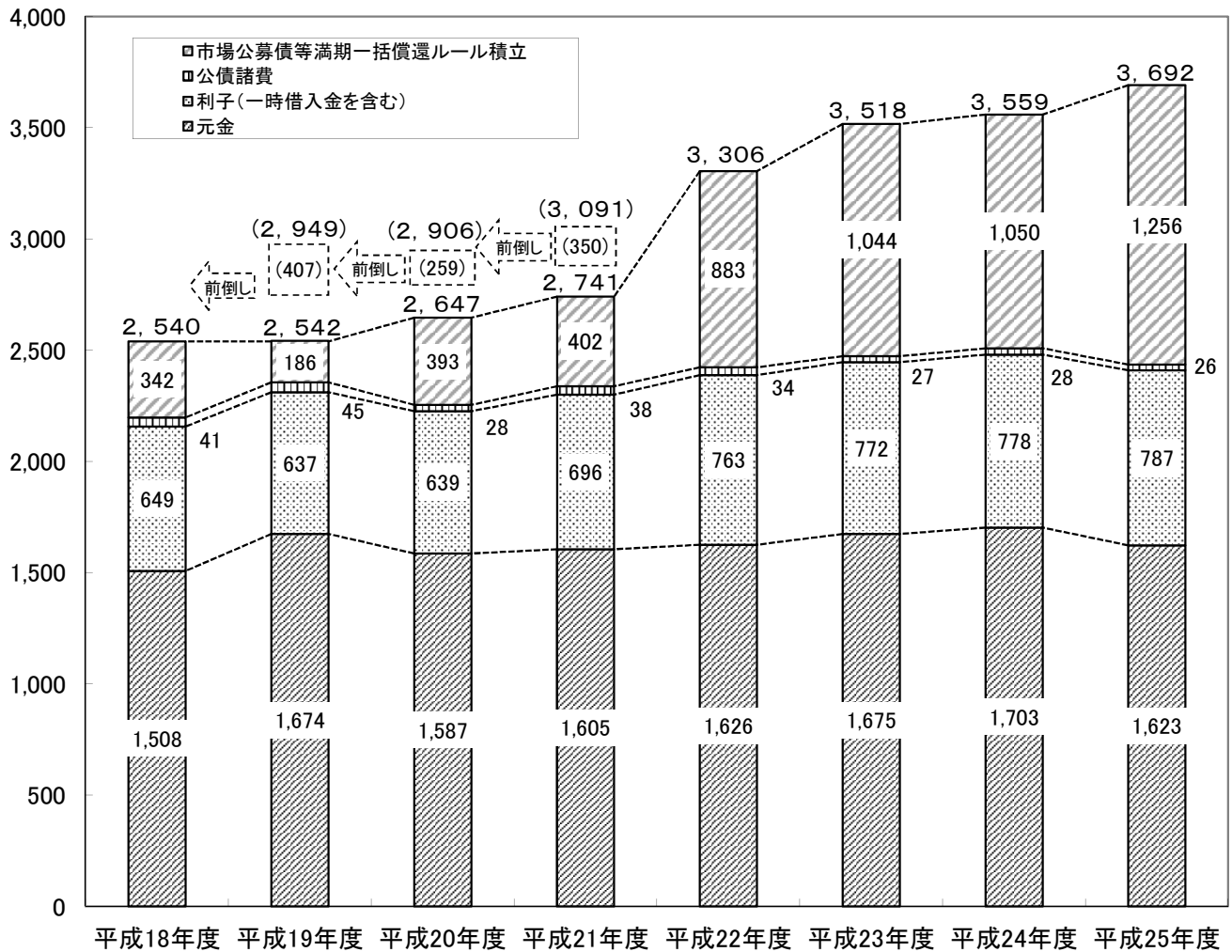
○ 近年は地方交付税の振替措置である臨時財政対策債が大幅に増加。平成25年度においても多額の発行を余儀なくされる状況。

### <特例的な県債>

- \* **調整債**…法人事業税の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債。
- \* **減収補填債**…普通交付税で算定された基準財政収入額が過大で実態の税収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債。その元利償還額の75%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成19年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてよい特例債制度が設けられた。
- \* **臨時財政対策債**…平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成22年度に不交付団体には配分しない方式(各団体の財源不足額を基礎として算出)が一部導入された。平成23年度から、3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式(各団体の人口を基礎として算出)を廃止し、不交付団体には配分しない方式に移行する予定。
- \* **退職手当債**…大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債。
- \* **減税補填債**…恒久的な減税等の実施による地方公共団体の減収額を補填するために設けられた特例地方債。恒久的減税の廃止に伴い、平成18年度をもって廃止となった。
- \* 借換債除きで整理している。

(億円)

### 公債費の状況(当初予算ベース)



○ 特例的な県債の増発に伴う県債残高の増嵩に対応して、公債費は増加を続けており、今後の動向に十分留意していく。

※ ( )は、18、19、20年度の2月補正において前倒すこととした満期一括償還ルール積立を、それぞれ19、20、21年度の公債費に加えた額。

都道府県別財政指標（平成23年度普通会計決算ベース）

都道府県名	平成22国調人口 人	地方債残高 千円	一人当たり残高		将来負担比率		実質公債費比率		財政力指数	
			円	順位	%	順位	%	順位		順位
1 北海道	5,506,419	5,792,496,039	1,051,953	37	334.8	46	23.1	47	0.38271	29
2 青森県	1,373,339	1,325,779,052	965,369	33	195.0	16	18.0	41	0.30706	37
3 岩手県	1,330,147	1,531,898,439	1,151,676	43	260.1	41	17.6	40	0.29558	39
4 宮城県	2,348,165	1,559,991,321	664,345	13	253.8	36	15.5	27	0.50519	17
5 秋田県	1,085,997	1,293,262,967	1,190,853	45	237.3	31	15.2	22	0.27527	44
6 山形県	1,168,924	1,165,398,729	996,984	35	242.0	34	14.4	17	0.31420	36
7 福島県	2,029,064	1,344,545,884	662,643	12	166.2	8	14.4	17	0.41819	24
8 茨城県	2,969,770	2,020,595,076	680,388	16	276.2	44	14.2	13	0.60344	8
9 栃木県	2,007,683	1,074,959,195	535,423	6	146.0	5	11.3	4	0.55945	12
10 群馬県	2,008,068	1,113,206,291	554,367	7	177.0	9	11.4	5	0.55408	13
11 埼玉県	7,194,556	3,487,867,594	484,793	4	228.7	28	13.7	11	0.74039	5
12 千葉県	6,216,289	2,769,106,687	445,460	3	202.5	19	11.4	5	0.75227	4
13 東京都	13,159,388	5,782,568,665	439,425	2	92.7	2	1.5	1	0.96085	1
14 神奈川県	9,048,331	3,512,710,102	388,216	1	185.1	12	10.3	2	0.91292	3
15 新潟県	2,374,450	2,796,426,141	1,177,715	44	281.5	45	17.2	37	0.38665	28
16 富山県	1,093,247	1,175,910,970	1,075,613	39	270.5	43	18.9	43	0.43635	23
17 石川県	1,169,788	1,221,760,133	1,044,429	36	239.7	32	17.3	38	0.44541	21
18 福井県	806,314	895,606,182	1,110,741	40	204.6	20	17.5	39	0.37801	30
19 山梨県	863,075	977,299,360	1,132,346	42	223.6	25	16.8	34	0.37580	31
20 長野県	2,152,449	1,570,819,042	729,782	22	200.1	18	15.2	22	0.43749	22
21 岐阜県	2,080,773	1,429,205,824	686,863	17	218.5	24	19.7	45	0.49305	18
22 静岡県	3,765,007	2,548,363,440	676,855	15	248.2	35	15.3	24	0.67798	7
23 愛知県	7,410,719	4,623,814,952	623,936	10	256.7	39	14.9	20	0.93440	2
24 三重県	1,854,724	1,237,339,406	667,129	14	197.9	17	13.6	10	0.54604	15
25 滋賀県	1,410,777	1,015,109,391	719,539	21	229.4	29	16.1	33	0.53564	16
26 京都府	2,636,092	1,678,143,545	636,603	11	255.6	38	14.2	13	0.57038	11
27 大阪府	8,865,245	5,409,778,131	610,223	9	254.7	37	18.4	42	0.71815	6
28 兵庫県	5,588,133	4,183,237,817	748,593	23	351.7	47	19.5	44	0.58789	9
29 奈良県	1,400,728	1,082,496,010	772,810	24	208.3	22	11.6	7	0.40335	26
30 和歌山県	1,002,198	909,317,487	907,323	31	189.3	15	12.4	8	0.31466	34
31 鳥取県	588,667	662,608,996	1,125,609	41	123.3	3	12.6	9	0.25720	45
32 島根県	717,397	994,482,622	1,386,237	47	183.4	10	16.0	31	0.22923	47
33 岡山県	1,945,276	1,336,641,907	687,122	18	230.7	30	14.6	19	0.47999	19
34 広島県	2,860,750	2,041,692,437	713,691	20	260.4	42	14.0	12	0.55396	14
35 山口県	1,451,338	1,270,107,746	875,129	30	227.1	26	14.9	20	0.40584	25
36 徳島県	785,491	942,342,484	1,199,686	46	228.5	27	21.4	46	0.29351	41
37 香川県	995,842	837,871,193	841,370	28	206.9	21	15.5	27	0.44550	20
38 愛媛県	1,431,493	1,008,090,365	704,223	19	183.5	11	15.5	27	0.38813	27
39 高知県	764,456	815,307,622	1,066,520	38	165.3	7	15.5	27	0.23277	46
40 福岡県	5,071,968	3,068,184,581	604,930	8	257.3	40	15.3	24	0.57609	10
41 佐賀県	849,788	706,527,129	831,416	26	130.8	4	14.2	13	0.31442	35
42 長崎県	1,426,779	1,196,177,008	838,376	27	185.9	13	14.2	13	0.29417	40
43 熊本県	1,817,426	1,434,890,385	789,518	25	211.3	23	15.4	26	0.35605	32
44 大分県	1,196,529	1,041,564,786	870,489	29	188.4	14	16.0	31	0.34049	33
45 宮崎県	1,135,233	1,058,452,044	932,365	32	160.2	6	17.1	36	0.30082	38
46 鹿児島県	1,706,242	1,658,731,766	972,155	34	240.2	33	17.0	35	0.28819	42
47 沖縄県	1,392,818	684,792,555	491,660	5	91.2	1	11.0	3	0.28668	43
(単純平均)	2,724,625	1,857,180,415	818,359	-	214.9	-	15.1	-	0.46523	-

- \* 財政力指数が1を超える場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）には、当該団体は地方交付税の不交付団体となる。（上記数値は直近3箇年の平均値である。）
- \* 将来負担比率は一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- \* 実質公債費比率は地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
- \* 順位については、良い方（小さい）から1番としてある。